

西東京市市道の構造の技術的基準を定める条例（案）の概要

1 背景及び趣旨

国により、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるよう一層の地域主権を推進するため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」が公布されました。

これに伴い道路法第 30 条が改正され、地方公共団体が国の政令（道路構造令 昭和 45 年 10 月 29 日政令第 320 号）を参酌して、条例により基準を定めることとなりました。

2 対象

西東京市が管理する市道

3 基準の考え方

国の基準を基本に制定しており、当市に該当しない高速自動車国道・自動車専用道路・地方部の道路・軌道敷・積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員・登坂車線・変速車線・待避所・区分が変更される道路の特例・都道府県道等の構造の一般的技術的基準等に関する規定は基準から除くことにしました。

また、設計車両・建築限界・橋、高架の道路等の設計自動車荷重は、政令で規定されておりますので基準から除いております。

4 独自基準の主な内容

(1) 舗装

当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通状況等を勘案して、多様な舗装構造を採用できる条文としており、歩道については横断勾配を考慮し、透水性舗装を標準としております。

道路構造令	条例（案）
<p>（舗装）</p> <p>第 23 条</p> <p>3 第 4 種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>（舗装）</p> <p>第 20 条</p> <p>3 トンネルを除く道路の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況等を勘案して構造を定めるものとする。</p> <p>4 歩道の舗装は、透水機能を有した構造を標準とする。</p>

（2）横断勾配

車いすの方や高齢者等、誰もが利用しやすい道路を整備するため、歩道又は自転車道等の横断勾配は、1パーセントを標準とすることにしました。

なお、横断勾配を1パーセントにすることで、雨の日に水たまりが発生する恐れがあることから、歩道の舗装については、透水機能を有する舗装で整備することを標準としました。

道路構造令	条例（案）
<p>（横断勾配）</p> <p>第 24 条</p> <p>2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を附するものとする。</p> <p>3 前条第 3 項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を附さず、又は縮小することができる。</p>	<p>（横断勾配）</p> <p>第 21 条</p> <p>2 歩道又は自転車道等には、1パーセントを標準として横断勾配を附するものとする。ただし、透水機能を有した舗装としない場合や、構造または地形の状況等その他特別な理由により、やむを得ない場合には2パーセントを標準として横断勾配を附するものとする。</p> <p>3 雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を附さず、又は縮小することができる。</p>

(3) その他の基準

上記以外の基準については、本市において適切な基準であると判断したため、これまでの基準と同等とすることが適当と判断しました。